

令和 8 年度第 2 回石狩市障がい者福祉計画策定員会議事録

日 時：令和8年8月31日（月） 14：00～16：00

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 3 階 視聴覚室

出席者：

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	戸田 健一	出席	委員	福江 彰	欠席
副委員長	森川 貴司	出席	委員	村山 浩	出席
委員	菊田 枝里	出席	委員	朝倉 留美子	出席
委員	石川 陽子	出席	委員	佐藤 文彦	出席
委員	今西 浩子	出席			

事務局	所 属 氏 名	所 属 氏 名
	福祉部長 富木 浩司	障がい福祉課主事 宮越 航太
	こども発達支援センター長 玉井 真弓	障がい福祉課主事 本間 弘隆
	障がい福祉課長 田中 昌子	障がい福祉課主事 小濱 駿介
	障がい福祉課主査 飯岡 多美子	障がい福祉課主事 宮本 沙也
	障がい福祉課主査 永田 啓介	

傍聴者：0 名

会議次第

◇ 開会

◇ 議事 <報告事項> 1 石狩市第 5 期障がい者計画策定のためのアンケート調査結果について
2 障がいのある人の推移・市内事業所数について

<協議事項> 1 石狩市第 5 期障がい者計画の策定（案）について

2 石狩市第 8 期障がい福祉計画及び石狩市第 4 期障がい児福祉計画の策定（案）について

◇ その他 事務局より事務連絡

◇ 閉会

◇開会

【事務局：田中】

- ・これより令和8年度第2回石狩市障がい者福祉計画策定委員会を開催します。
- ・議事まで進行させていただきます、障がい福祉課長の田中と申します。
- ・令和8年度第2回目の開催となる本日は、令和8年6月下旬から7月中旬にかけて実施いたしました「石狩市第5期障がい者計画策定のためのアンケート」の結果のご報告とアンケート結果や計画の進捗状況を踏まえた石狩市第4期障がい者計画の検証、石狩市第5期障がい者計画における重点的な取り組みや施策の体系（案）などについてのご説明、最後に石狩市第8期障がい福祉計画及び石狩市第4期障がい児福祉計画の策定（案）についてもお説明いたします。

次回の第3回策定委員会でお示しします石狩市第5期障がい者計画、石狩市第8期障がい福祉計画、石狩市第4期障がい児福祉計画の素案の策定に向けた内容となりますので、皆様から多くのご意見賜りたく存じます。

- ・次に資料の確認をさせていただきます

<事前配布資料>

議事次第

資料1 石狩市第5期障がい者計画策定のためのアンケート調査結果報告書

資料2 障がいのある人の推移・市内事業所数について

資料3 石狩市第5期障がい者計画の策定（案）について

資料4 石狩市第8期障がい福祉計画及び石狩市第4期障がい児福祉計画の策定（案）について

資料5 各計画に関する石狩市地域自立支援協議会からの意見

の5点となります。

お持ちでない方は、事務局にお伝えください

- ・本日の会議は15時30分を目処に終了したいと思いますので、円滑な審議にご協力をお願いいたします。

- ・本会議の成立要件は、石狩市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱第4条の規定により、委員の過半数の出席となります。本日は福江委員がお休みとなりますが、委員9名中、8名の方がご出席されておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

- ・それでは、戸田委員長に議事を引き継ぎたいと存じます。

以降の進行をお願いいたします。

◇議事

【戸田委員長】

- ・それでは始めに報告事項1 石狩市第5期障がい者計画策定のためのアンケート調査結果について、説明をお願いします。

<報告事項> 1 石狩市第5期障がい者計画策定のためのアンケート調査結果について

【事務局：本間】

私から報告事項の 1 といたしまして、資料 1 の石狩市第 5 期障がい者福祉計画策定にあたり実施したアンケート調査結果について報告いたします。

今回のアンケートは市民向けの 18 歳以上、18 歳未満の保護者、事業所向け、団体向けの 4 種類実施いたしました。市民アンケートから順に報告いたします。

まず、2 ページの資料 1-1 の市民アンケート調査結果からご報告させていただきます。

配布数については、18 歳以上が 688 人、18 歳未満は 127 人に配布し、回収した数は、18 歳以上が 320 人で回収率は 46.5%、18 歳未満が 49 人で回収率 38.6%となっています。

時間の都合上省略しながらご報告させていただきます。

4 ページをご覧ください。(2) の安全安心についてです。自然災害が発生した時の不安に思うことを回答していただきました。

18 歳以上 18 歳未満ともに「避難所までの移動ができるか」に最も不安を感じていると回答した方が多く、「18 歳未満」では、「他の避難者に迷惑をかけてしまわないか」「他の避難者が障がいの状況を理解してくれるか」など、他者への配慮に関する割合が高く、「18 歳以上」では、「避難所までの移動ができるか」に次いで、「医療食や薬が手に入るか」「医療機関に行くことができるか」など、医療に関する不安の割合が高くなっていました。

5 ページをご覧ください。(3) の生活支援についてです。現在利用している障害福祉サービスについて回答していただきました。「18 歳以上」では、3 割以上が障害福祉サービスを「利用していない・利用したことがない」と回答していました。「18 歳未満」では、「放課後等デイサービス」の利用が 4 割を超えて最も割合が高く、次いで「児童発達支援」「相談支援・計画相談」となっています。「18 歳未満」は、第 4 期障がい者計画策定時の市民アンケートでは「利用していない・利用したことがない」は約 2 割となっていたましたが、今回のアンケートでは 1 割以下となっており、障害福祉サービスの利用が浸透してきていることが推測されます。

6 ページをご覧ください。サービスを受けるときに困っていることを回答していただきました。障害福祉サービスを利用している方の半数以上が「特にない」「わからない」と回答していました。「18 歳以上」が困っていることは、「利用できる事業所が少ない」「必要な曜日や時間帯に利用しにくい」「緊急時に利用しにくい」がほぼ同じ割合で、合わせると全体の 3 割を超えていました。「18 歳未満」が困っていることは、「必要な曜日や時間帯に利用しにくい」が 2 割を超えていました。「その他」の自由記述欄には、「重複して受けられない支援があること」や「家族がいなくなってしまう場合に自力での相談が可能かということに不安を感じている」という回答がありました。

9 ページをご覧ください。(4) の雇用・就労・経済的自立への支援についてです。

生活を支えている収入について回答していただきました。こちらは 18 歳以上の方のみの設問となっています。生活を支える収入は「老齢年金・障害年金・遺族年金などの年金収入」が最も多く、全体の 6 割以上を占めていました。「その他」の自由記述欄には、「家族の支援」や「生活保

護費」という回答がありました。

11 ページをご覧ください。(5) の社会参加についてです。

最近行った社会参加について回答していただきました。「18歳以上」「18歳未満」とともに、最近1か月の社会参加については、「家族・友人・知人との交流」「買い物（日常の買い物を含む）」が約5割を占めていました。

13 ページをご覧ください。(6) の理解の推進、差別の解消についてです。

差別や偏見を受けた経験があるか回答していただきました。されたことがあると回答があった割合は、18歳以上が17.7%、18歳未満が30.4%でした。されたことがあると回答していただいた方に場所、相手、どんなことをされたのか回答していただいたところ、「18歳以上」では、「お店」で「知らない人」に「嫌なことを言われた」が最も多くなっていました。「18歳未満」では、「保育所・幼稚園・学校」で「友人・知人」に「嫌なことを言われた」が最も多くなっていました。

14 ページをご覧ください。差別や偏見を受けた時、相談したかどうかを回答していただきました。18歳以上は31.4%、18歳未満が14.3%の方が相談したと回答していました。

相談しなかった方にはその理由を回答していただきました。「18歳以上」「18歳未満」とともに相談しなかった理由は「相談しても解決しないと思った」「我慢すればよいと思った」で、全体の約7割を占めていました。

次に、16 ページをご覧ください。18歳以上の方向けに現在の生活で困っていることを回答していただきました。「健康や体力に自信がない」という回答が最も多くなっています。「冬の暮らしについて（除雪）」の回答も多く、健康や体力への懸念から、特に除雪作業への不安が多く見受けられました。

17 ページをご覧ください。同じように18歳未満の保護者の方向けにも回答していただきました。「親が亡くなった後に生活する住居や施設があるか」「親が亡くなった後に介護者や生活サポートをしてくれる人がいるか」「親が亡くなった後の契約や金銭管理など経済的な保障をどうするか」といった、親なき後の生活への不安が最も多く、全体の約5割を占めていました。

19 ページをご覧ください。

自由記載欄に記載していただいた件数が77件ありました。分類して載せておりますのでご覧ください。

20 ページをご覧ください。次に事業所アンケートの結果報告をさせていただきます。

事業所アンケートについては、配布数67件、回収数は39件で回収率は58.2%でした。

こちらも時間の関係上省略しながらご報告させていただきます。

23 ページをご覧ください。受け入れできなかったサービスについて回答していただきました。

受け入れ（サービス提供）できなかったサービスとして最も件数が多いのは「⑩放課後等デイサービス」（10件）、次いで「⑤生活介護」（6件）、次いで「居宅介護」「行動援護」「短期入所」「児童発達支援」（3件）となり、利用者を受け入れできなかったことがあることが判明しました。

24 ページをご覧ください。受け入れできなかった理由についても回答していただいております、受け入れ（サービス提供）できなかった理由で、最も多い回答は「①希望される時間帯に利用が集中し、依頼時には定員に達していた」、次いで「④新規契約者を受け入れる余裕がなかった（職員体制など）」となり、特定の時間帯への利用集中や専門的な支援を要するケースに対する人員体制の不足が受け入れの障壁となっていることが推察されます。

次に 25 ページをご覧ください。利用者から望む声が多いけど不足していると感じられるサービスについて回答していただきました。

前回の調査と同様に「⑥短期入所」「⑫共同生活援助」が不足しているという回答が多く、「⑮放課後等デイサービス」については、前回の調査で不足を指摘する回答はありませんでしたが、今回の調査では6件の回答が寄せられています。

26 ページをご覧ください。不足しているサービスについて定員増員や新規参入が進まない理由についても回答していただいております。

定員増員や新規参入が進まない理由として、「④職員の確保が困難（49.1%）」が突出して多く、次いで「⑤報酬単価が低く採算性に不安がある（18.2%）」が続く結果となりました。利用者のニーズは認識している一方で、人材不足や採算性が主な課題として捉えられています。

次に 27 ページをご覧ください。事業運営を進める上で、改善したい（してもらいたい）サービスについて回答していただきました。「特に課題を感じない」「事業計画どおりに見通しをもって運営できている」と回答した事業所はなく、全事業所が何らかの経営課題を抱えている結果となりました。全体的な課題としては、「④職員の確保」が最も多く、次いで「⑫報酬単価」、「⑤職員の資質 向上」となっています。人材の「確保」と「育成」の両面が、円滑な事業運営における主な課題として捉えられていることが伺えます。改善したい（してもらいたい）サービスについては、「18. 放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「1. 居宅介護」、「5. 生活介護」、「12. 共同生活援助」となっています。

28 ページをご覧ください。次に災害時の備えとして取り組んでいることがあるかを回答していただきました。災害時の備えとして「業務継続計画（BCP）の作成」や「防災訓練の実施」がともに 34 件と最多になりました。特に BCP の作成は前回調査から大きく増加しており、制度改正に伴う義務化への対応が進んでいることが伺えます。一部の項目を除き、多くの対策で前回は上回る回答となっており、事業所における防災対策が全体として強化されている結果となりました。

29 ページをご覧ください。次に、地域移行や生活支援継続のために必要な取り組みについて回答していただきました。前回の調査と同様に「②グループホームやショートステイの整備促進」が最も多い結果となりました。次いで「①身近な相談体制の充実」、「④地域住民の理解や共生の意識づくり」も前回の調査と同様に多くなっており、重要な課題として捉えられていることが伺えます。

34 ページをご覧ください。

次に、各サービスについて現状や問題点、課題等についてご意見をいただきました。

報酬、人材確保に関する意見、事業所間での連携に関する意見、児童教育関係の意見、居住支援、親なき後の支援に関する意見、就労、地域参加に関する意見とたくさんのご意見をいただいておりますのでご覧ください。

35 ページをご覧ください。次に地域自立支援協議会を知っているか、参加したことがあるかを回答していただきました。まず知っているかどうかについては「知っている」が 38 件、「知らない」が 1 件という結果となり、ほぼ全ての事業所が知っているという結果となりました。

参加したことがあるかについては、「参加したことがある」が 30 件、「参加したことがない」が 9 件という結果となりました。「参加していない」と回答した事業所についても、「別の機会に情報共有が行えている」や、「参加するメリットを理解しているものの参加できていない」といった意見がありました。一方で、訪問系のサービス事業所などは会議参加のための時間を確保することが難しいといった様子が伺えます。

36 ページをご覧ください。次に、障害者差別解消法に対する取り組み状況について回答していただきました。①日頃から意識して取り組んでいるが 59%、②特に取り組みの機会は多くないが 20.5%、③必要に応じて対応しているが 15.4%、④今後、取り組みを進めたいが 5.1%という結果となりました。取り組みの内容については、利用者に配慮した行動を心掛けるという意見のほか、職員間で研修を実施する等の周知、共有、施設内のバリアフリー化を行っているとの回答もありました。また、障がいを持っている人に対し、一般と変わらないことの意識が必要であり、利用する事業所の選択の自由だけではなく、生き方を自由に選べることが重要であるとの意見もありました。

37 ページをご覧ください。最後に障がい者施策全般について意見、要望を記載していただきましたのでご覧ください。

38 ページをご覧ください。次に団体アンケート調査の概要についてご報告いたします。

回答していただいた団体数については 14 団体となっています。

各団体において、さらに強化が必要と思う項目を 1 つ選んでいただく形式となっております。質問に対するご意見が無い場合は空白としてもらっています。

39 ページをご覧ください。(1) 障がいのある人への理解の促進、差別解消、権利擁護の推進については「障がいのある人を支援する人材の募集・育成への働きかけ」が最も多く選択されており、次いで「障がいのある人への理解を深める機会の増加」が前回調査に引き続き多くなっています。各団体からあった意見として 39 ページの下にまとめておりますのでご覧ください。

40 ページをご覧ください。次に、(2) 生活環境についてとなります。

各項目ともほぼ同数が選択されています。また、前回同様ヘルプマークなどの周知や、ハード面でのバリアフリー化の必要性も求められています。

41 ページをご覧ください。次に、(3) 安心・安全についてです。「災害時の障がい特性に応じた

配慮」が多く選ばれており、各障がい分野の団体が選択しています。また、「町内会・自治会、民生委員、行政、関係機関との連携」を求める選択も増えてきています。下の(4) 社会参加についてでは、「障がいのあるなしを問わず参加できる地域交流の機会」が多く選ばれていました。

各団体からの意見もその下にまとめているのでご覧ください。

42 ページをご覧ください。次に、(5) 情報・コミュニケーションについてです。

前回の調査では、「地域でも自然なやりとりができる環境づくり」を選択した団体が最も多かった一方で、今回の調査では、「積極的な情報保障」が最も多くなっています。

43 ページをご覧ください。(6) 行政サービスにおける配慮についてです。

「手続きの簡略化」を選択した団体が最も多く、「スペシャリスト(専門職)の配置」や「行政職員との意見交換の機会を設ける」も求められています。

各団体からのご意見も下にまとめておりますのでご覧ください。

44 ページをご覧ください。(7) 団体活動についてとなります。

「次の世代のボランティア、会員につなぐための方策」を多くの団体が選択しています。前回の調査でも会員の高齢化や新規の会員募集をしても応募が少ない等の声がありました。設問1で回答の多かった「障がいのある人を支援する人材の募集・育成への働きかけ」とも関連し、各障がい分野の団体共通の課題となっています。

(8) にそのほかのご意見についてまとめておりますのでご覧ください。

45 ページをご覧ください。このアンケート調査結果を踏まえ、計画策定において踏まえるべき課題をまとめました。各アンケート結果から出た課題と施策の方向についてまとめております。まず初めに、(1) の障がいのある人への理解促進、差別解消、権利擁護の推進についてです。各アンケートで抽出した課題をまとめております。

施策の方向については、「障がいへの理解の促進」「安全・安心な生活環境の整備」「情報・コミュニケーション支援の充実」が必要と考えます。

46 ページをご覧ください。次に(2) 災害や感染症に対応した支援となります。

各アンケートで抽出した課題をまとめております。施策の方向としては「災害や感染症に備えた対策の取り組み」が必要と考えます。

47 ページをご覧ください。次に、(3) 障がい福祉サービスの拡充となります。

各アンケートで抽出した課題をまとめております。

施策の方向としては「相談支援体制の充実」「地域で生活するために必要なサービスの充実」「社会参加の充実」が必要と考えます。

48 ページをご覧ください。(4) 市や障害福祉サービス事業所などの人材育成・人材確保についてです。各アンケートで抽出した課題をまとめております。

施策の方向としては「人材の育成・確保」が必要と考えます

49 ページをご覧ください。(5) 子どもへの支援・家族への支援についてです。

各アンケートで抽出した課題をまとめております。

施策の方向としては「権利擁護体制の充実」「障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援の充実」「障がいのある子どものいる家庭の支援の充実」が必要と考えます。

50 ページをご覧ください。（６）親なき後支援（８０５０問題）についてです。

各アンケートで抽出した課題をまとめております。施策の方向としては「親なき後への支援の充実」が必要と考えます。

次に本日お配りした資料５をご覧ください。

最後に令和８年８月２０日開催の石狩市地域自立支援協議会計画ワーキンググループについて、６つ意見がありました。各項目報告時に説明させていただきます。

私の方からは市民アンケートの報告時にあった意見と回答をご報告いたします。

資料５の１ページ No.1 をご覧ください。

市民アンケートについて、障がい種別ごとのアンケート回答結果は出せるものですか。という質問があり、市からの回答では、今すぐのお示しは難しいですが、回答データから障がい種別ごとの割合等が出せるか確認します。と回答させていただきました。

確認したところ、市民アンケート２ページ調査結果の「調査の対象・配布数」の項目に手帳種別ごとに回収数、回収率を記載いたします。

以上でアンケート調査結果と結果から踏まえた課題についての報告を終了させていただきます。

【戸田委員長】

・次に報告事項２ 障がいのある人の推移・市内事業所数について、説明をお願いします。

＜報告事項＞２ 障がいのある人の推移・市内事業所数について

【事務局：宮本】

次に報告事項の２ 障がいのある人の推移・市内事業所についてご説明します。

資料２の２ページをご覧ください。

まず、障がいのある人の総数ですが、令和８年４月１日現在で 3,768 人 となっており、表にありますとおり、全体としては年々減少傾向にあります。なお、令和８年度の総人口に対する割合は約 6.7% となっており、身体障がいが多く、次いで知的障がい、精神障がいとなっています。精神障がいについては近年増加割合が高くなっています。

次に３ページをご覧ください。身体障がいのある人の状況となっています。身体障害者手帳の所持者数は、この６年間で 366 人減少しています。障がい種別としては、肢体不自由が 47.9% と最も多く、次いで心臓や腎臓などの内部障がい 36.6% を占めています。

次に４ページをご覧ください。知的障がいのある人の状況になります。療育手帳の所持者数は、この６年間で 43 人増加しております。程度別では、令和８年度で A 判定が 200 人、B 判定が 491 人となっており、この６年間で B 判定の方が 41 人増加しています。

次に５ページをご覧ください。精神障がいのある人の状況になります。精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、この６年間で 112 人増加しています。等級別では令和８年度で 2 級が 303 人と最も多くなっていますが、3 級の方が令和３年度と比較し約 100 人増加しております。

6ページをご覧ください。市内事業所の数の推移になります。

令和3年度からの6年間で、障害福祉サービス等を提供する事業所数は、全体として増加傾向にあります。主なところでは、放課後等デイサービスが8カ所、児童発達支援は5カ所・生活介護は3カ所、増加しています。報告事項の2については以上になります。

【戸田委員長】

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から何かご質問や感想、ご意見などあればお願いします。

【菊田委員】

アンケート結果を見て、回答にはかなりばらつきがあると感じました。自分個人としては、意外だと思う質問や結果がたくさんありました。たとえば16ページの「現在の生活で困っていることはありますか」という設問では、「特に困っていることがない」と回答した人が14.8%もいたことが印象的でした。普段の仕事では、困りごとを抱えている人と関わることが多いため、「特に困っていない」と感じている人が一定数いることは意外でした。

また、身体障がいのある方からの回答が多いのではないかと、事前に何となく想像していました。実際に、活動を行う上での困りごととして、「体力や健康に自信がない」といった回答が見られたことも印象に残りました。普段は精神障がいの方や知的障がいの方と関わるが多いため、体力や健康面の課題について考える機会はあまり多くなかったです。そのため、こうした回答がどの程度、障がい種別によって影響を受けているのか気になりました。もし障がい種別ごとに分析すると、全体の数字とはまた違った傾向が見えてくるのではないかと感じました。

児童の分野についても気づきがありました。放課後等デイサービスや児童発達支援の事業所は、ここ数年でかなり増えていることが、事業所一覧を見ても改めて分かります。それにもかかわらず、児童分野では「まだ足りない」という声が多く、件数としてもその点が目立っていました。自立支援協議会の子ども部会でも、空きが少ないという意見が出ている一方で、必ずしもそうではないという意見もあります。そのため、事業所によって空き状況に差があるのかもしれないと感じました。さらに、札幌市を含めた市外のサービス利用が実際にどの程度あるのかも確認する必要があると感じました。市内の事業所数が増えていても、利用希望やニーズとの間にずれがある可能性があり、地域内外の利用状況や事業所ごとの受け入れ状況をもう少し詳しく見ることで、児童分野の不足感の実態がより明確になるのではないかと思います。

【戸田委員長】

ありがとうございます。おっしゃる通りで調査数にも差があるので、どんな障がいの人たちが何を求めているのかを掴んでいくというのは必要かもしれないですね。事務局でも対応されているようなお話だったので次回少しお知らせいただけたらと思います。

他の方はどうですか。

【石川委員】

身体障害者にとって「社会参加」という言葉は、健常者が考えるほど簡単なものではありません。

社会参加と言われても、実際に身体に障がいがある人は、体力に自信がないことも大きな課題の一つです。健常者が5分で歩けるところでも、身体障害者は10分、12分、13分とかかることがあります。杖をついていたり、半身麻痺があったりすれば、さらに時間がかかります。

たとえ働きたいと思い、仕事が見つかったとしても、次に問題になるのは「どうやって通勤するのか」ということです。車を運転できない場合は、バスなどの公共交通機関を利用することになります。しかし、通勤時間帯やラッシュ時のバスは非常に混雑しており、両側に人が立っている中を通ることすら難しい状況です。健常者であればまっすぐ歩いたり、体を横に向けて通ったりできるかもしれませんが、杖をついている人や片麻痺のある人にとっては、そのような動きは簡単ではありません。特に片麻痺の人は、横を向いて歩くこと自体が難しく、安全に移動できない場合があります。

このように、身体障害者が社会参加しようとしても、通勤手段の確保が大きな問題になります。そのため、今回、全道身体障害者福祉協会の札幌大会を通じて、道に対して要望を上げることになりました。公共交通機関、身近な例でいえば中央バスなどと、行政がきちんと話し合いをしてほしいという内容です。身体障害者であっても、公共交通機関を利用して職場に通い、仕事をして帰ることができる環境を整えることは、社会参加の第一歩ではないかと考えています。

要望を出しても無駄ではないか、なかなか通らないのではないかという意見もありました。実際、こうした要望はすぐに実現するものではなく、簡単に通るものでもないかもしれません。それでも、身体障害者が安心して公共交通機関を利用し、働くことができる環境づくりは重要な課題です。今後、石狩市としてもこの問題について少しずつ考えていただきたい、という思いを述べています。

【戸田委員長】

ありがとうございます。日本は申請主義ですから声を上げるのは重要ですよ。団体としても頑張ってくださいつつ、行政のツールから北海道への申告っていうのもできるかなと思うので、いろいろな課題を一緒に考えていくところは必要になりますよね。他の方いかがですか。

【朝倉委員】

現在使っている療育手帳がかなり古くなり、ボロボロの状態になっています。今は多くの人がマイナンバーカードを持っているので、療育手帳の情報もマイナンバーカードの中に入れられるようになると、とても便利だと思っています。

何年前か、知り合いの娘さんが地下鉄のカードを買いに行った際、スマホのアプリに登録した療育手帳を提示したところ、窓口で「それではだめです。本物の手帳を持ってきてください」と言われ、カードを購入できずに帰ってきたことがありました。その後、改めて紙の療育手帳を持って行くことになり、「何のためにアプリを取ったのか」と感じて、少しがっかりしたと言っていました。このような経験から、今後、療育手帳がどのような形で使いやすくなっていくのか気になっています。紙の手帳は長く使うと傷んでしまうため、マイナンバーカードやスマホと連携して、手帳情報を簡単に確認できる仕組みになればよいと考えています。

【戸田委員長】

ありがとうございます。その辺も検討されるようになっていくと良いですね。ちなみに行政側で情報とか掴んでいることはありますか？

【事務局:田中】

はい、まず療育手帳に限らず、手帳が古くなった場合は作り直しが可能です。直近6カ月以内の写真窓口にお持ちいただければ手帳を新しくすることができます。

アプリについてはミライロ ID というアプリでしょうか。他の方でもアプリを入れている方が交通機関の方にお持ちになって使えなかったことがあるという情報は聞いたことはあります。

マイナンバーカードと連動させるというのは今のところ情報としては持っていませんが、いろいろなものと連携しているものではあるのでご意見として受け止めさせていただきます。

【戸田委員長】

自分で難しいなと思ったら委託相談事業所に相談してみるのも手かもしれませんね。

他の方がいかがでしょうか。

【森川委員】

アンケート調査結果の理解促進、差別の解消のところでやっぱ差別や偏見を受けた経験をされたりというのはいまだに多いんだなと感じました。個人的に前回のアンケートに比べ減っていたらいいなと思ったのですが、前回のアンケートではどのくらいの割合だったかは分かったりしますか。

【事務局:田中】

はい、前回のアンケートでは、18歳以上の「されたことがある」は12.9パーセント、18歳未満の「されたことがある」は37.5パーセントです。18歳以上については今回の方が多いですが、18歳未満については減ってきている状況です。

【戸田委員長】

他の市町村にはなりますが、理解促進のための出前講座みたいなもので学校と協力してお話をしに行ったりしているところもあるみたいですね。学校からのアプローチがあれば繋がりやすい部分はあると思いますが、なかなか難しい部分でもあります。あとは、石狩市としてどうかといったところもありますのでなにかの機会があれば繋がれるといいのではないかと思います。

ありがとうございます。

【戸田委員長】

続きまして、協議事項1 石狩市第5期障がい者計画の策定（案）について、説明をお願いします。＜協議事項＞1 石狩市第5期障がい者計画の策定（案）について

【事務局：永田】

それでは、石狩市第5期障がい者計画の策定（案）について、資料3に沿ってご説明いたします。本日は、石狩市第4期障がい者計画の検証、石狩市第5期障がい者計画における基本理念、重点的な取り組み、施策の体系についてご説明いたします。以降、第4期計画、第5期計画と申し上げ

げます。1ページをご覧ください。

まず、第4期計画の検証についてご説明いたします。

第4期計画に掲載している各取り組みについて、これまでの進捗状況を確認し、第5期計画における今後の方向性を、推進施策の表の右側に継続実施、拡大実施などとして整理しています。

このうち、拡大実施とした箇所については、現行の取り組みを継続するだけでなく、対象や内容、関係機関との連携などを広げていく必要があるものとして整理しています。

拡大実施とする理由は、障がいのある人やその家族を取り巻く課題が多様化・複雑化しており、既存の支援体制だけでは十分に対応しきれない状況があるためです。

また、アンケート結果や関係団体からの意見においても、情報提供、相談支援、地域での暮らしを支える体制づくりなどについて、さらなる充実を求める声が寄せられています。

そのため、第5期計画では、第4期計画の成果と課題を踏まえ、必要な取り組みを引き続き進めるとともに、特に課題が大きい分野については拡大して実施する方向で整理しています。今回の検証にあたり主な特記事項として4点をご説明いたします。

3ページをご覧ください。1点目は、Ⅱ－1「情報・コミュニケーション支援の充実」です。石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例施行を踏まえ、継続実施として整理しています。

5ページをご覧ください。2点目は、Ⅱ－3「感染症等に対応した支援の充実」です。今後は、施策体系を再編成し、災害対策に組み込むことで継続実施としています。

7ページをご覧ください。3点目は、Ⅱ－5「8050問題への充実」です。アンケート結果を踏まえ、支援体制の構築に向け拡大実施としています。

14ページをご覧ください。4点目は、Ⅳ－6「人材の育成・確保」です。人材不足への対応を強化するため、拡大実施としています。

15ページをご覧ください。次に、第5期計画における基本理念についてご説明いたします。

第5期計画では、第4期計画から掲げている「誰もが幸せを実感でき、心豊かに安心して暮らすことができるまち」という基本理念を継承します。

この基本理念は、住み慣れた地域で誰もが互いに支え合い、その人らしく心豊かに安心して暮らし続けることを願いとするものです。障がいのある人が尊厳と生きがいを持ち、必要な支援を受けながら自立した生活を営み、幸せを実感できるまちの実現を目指すものです。

第5期計画では、基本理念の実現に向けて、「共生のまち」、「安心して心豊かに暮らせるまち」、「子育てしやすいまち」、「自分らしく生き生きと生活できるまち」の4つの視点を掲げ、各施策を推進します。

16ページをご覧ください。次に、第5期計画における重点的な取り組みについてご説明いたします。重点的な取り組みについては、第4期計画の検証結果やアンケート結果、関係団体からの意見などを踏まえ、第5期計画で特に力を入れて進める必要がある項目を整理しています。

1点目は、情報・コミュニケーションに関する取り組みです。

石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例は令和6年4月に施行されており、今後は、手話

基本条例とあわせて、条例の普及啓発と理解促進に努めていきます。

障がいの特性に応じた情報提供や意思疎通支援を進めることで、必要な情報が必要な人に届き、地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。

2点目は、「親なき後」を見据えた支援体制づくりです。

アンケート結果では、いわゆる 8050 問題への課題感として、障がいのある人本人の高齢化や、支える家族の高齢化に関する意見が多く寄せられています。

そのため、第5期計画では、親なき後も地域で安心して暮らし続けることができるよう、相談支援、生活支援、住まいの確保、緊急時の対応などを含めた体制づくりを進めることを新たに盛り込みます。

3点目は、精神障がいのある人への支援体制の構築です。

精神障がいのある人が、医療、福祉、地域の関係機関とつながりながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう、引き続き支援体制の構築を進めます。

4点目は、こども発達支援センターによる支援体制の充実です。

こども発達支援センターについては、地域の障がい児支援の中核的な役割を担う機関として、4つの中核機能を確保し、支援体制を強化することを新たに盛り込みます。

これにより、発達に支援が必要な子どもやその家族が、身近な地域で必要な相談や支援を受けられる体制づくりを進めます。

5点目は、人材確保に関する取り組みです。

アンケート結果では、障害福祉サービスを支える人材の確保についても課題として挙げられています。そのため、第5期計画では、人材確保を継続して重点項目として取り入れ、障害福祉サービスの提供体制を支える基盤づくりに取り組みます。

18ページをご覧ください。最後に、第5期計画における施策の体系についてご説明いたします。施策の体系は、先ほどご説明した基本理念、4つの視点、重点的な取り組みを踏まえ、今後の施策の方向を整理したものです。

第5期計画では、この施策の方向に沿って、基本的な施策の内容を整理し、具体的な取り組みにつなげていきます。本日は、施策の体系について、委員の皆さまからご意見をいただき、次回の第3回策定委員会において、基本的な施策の内容を提案できるようにしたいと考えています。

特に、重点的な取り組みとして不足している視点がないか、また、施策の方向としてわかりにくい点や追加すべき内容がないかについて、ご意見をいただければ幸いです。

次に、本日お配りした資料5の1ページをご覧ください。

私からは No.2 と No.3 の意見及び回答をご報告いたします。

No.2 について、「就労移行支援等業務を行っているが、石狩新港地域に交通機関がないことが課題と感じています。それにより、求人の候補から外さざるを得ないこともあります。」との意見がありました。これに対して、「企業への通勤ルートが確保できないことは重要な課題と感じています。(市担当課とこの課題を共有します。)」と回答させていただきました。

次に No.3 について、「放課後等デイサービスや児童発達支援の受け入れが少ないというアンケート結果がありましたが、推進施策の中には 18 歳以上のサービスの充実のことしか入っていないので、児童のサービスの充実に関する項目についても盛り込んでいただければよいと思います。」との意見がありました。これに対して、「児童が利用できるサービスの充実についての内容を入れる方向で記載の仕方を検討します。」と回答させていただきました。

ご説明は以上です。

【戸田委員長】

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から何かご質問や感想、ご意見などあればお願いいたします。

【今西委員】

意見というより感想になりますが、親なき後の支援や 8050 問題への支援、人材の育成・確保は、非常に切迫した深刻な課題だと感じています。関係機関や地域の皆様とともに、私たちに何ができるのかを、今後も継続して考えていかなければならないと強く思いました。

また、資料 3 の 16・17 ページに記載されていた、ペアレントメンターやピアサポーターの活動支援についても、大変重要だと感じました。私自身も、子育てのことなどを誰かに相談したり、同じ思いを持つ親同士で少し話したりすることで、気持ちが楽になった経験があります。「悩んでいるのは自分だけではない」と思えることで、日々の大変さを乗り越えられる瞬間がありました。当事者の方にとっては、なおさらそのような支えが大切だと思います。

じっくり話を聞いてくれる人や、共感してくれる人との交流は、大変な日々の中でも生きる力につながるがあると思います。市としても、今後このような支援体制がさらに充実していくことを期待しています。今後ともよろしくお願いいたします。

【戸田委員長】

ありがとうございます。なかなか活動としてまだ始まったばかりですよねというところもありますが、たくさん広がっていくといいですね。ありがとうございます。

他の方がいいでしょうか

【石川委員】

精神障害者のグループホームで勤務する立場から、視覚障害者や聴覚障害者へのコミュニケーション支援だけでなく、精神障がいのある方へのコミュニケーション支援も重要だと感じている。精神障がいのある方の中には、少ない言葉でも理解できる方と、理解が難しい方がいます。アセスメントの際にも、本人たちから「簡単な言葉で伝えてほしい」という声がよく聞かれるため、精神障害者に対してもコミュニケーション支援の視点を持ち、文言として盛り込んでほしいです。

【戸田委員長】

ありがとうございます。文言の書き方を工夫してほしいとのこと。様々な障がいの方が対象になるようにお願いします。

他の方がいいのでしょうか。

【森川委員】

アンケートにもあった、生活で困っていることに冬の暮らし、除雪、移動があり、私の日々の業務でも相談を受けたことはないのですが、石狩市でどれだけ障がいの方が除雪に困ったりしているのかなと思いました。また、福祉除雪のサービスは高齢者と身体障害者の 1 級 2 級の方は対象だと思うのですが、その他の障がいの方のサービスは考えていますか。

【事務局:田中】

私どもの部局だけで今すぐにお答えすることができないのですが、関係部局などと検討しながらという話にはなりますが、現状ご高齢の方または、一定の障がいをもった方が福祉除雪サービスの対象となっております。

【事務局:富木】

福祉除雪の他に町内会にお願いしてふれあい雪かき運動をやっていただいているのですが、昔に比べると作業していただける方が減ってきています。昨年はある地区で作業員を配置できないということが起こってしまい、市職員が除雪を行った地区もあります。この先作業員が増えていくことも想定できないものですから、福祉除雪の条件を厳しくしていかないと本当に必要な方にサービスが届けられない可能性も近い将来見込まれている状況です。ただ、だからと言ってそのサービスを今すぐにやめるという選択肢はありません。なるべく必要な方には届けたいと思っています。

【朝倉委員】

うちの地域でも、8050 で 80 歳の方がお亡くなりになりました。50 歳の女性の方が一人暮らしで今生活しているという状態です。そこの家庭でも福祉除雪の対象になるかを聞いてみたのですが、それは却下されました。

結局、元気が良くて自分の玄関先くらいは自分でできるだろうという判断をされたと思うのです。好意で地域の方が行って除雪していただいているので市の方からも投げかけしてもらえたらなと思います。50 代くらいなのですが、高齢者クラブに入ってくれたら見てあげることなどで、地域の中で助けてあげなければならない人も増えてくるかなと思いますよね。検討していたらなと思います。

【事務局:富木】

私どもも、身近な人たちで助け合いというのはまず進めていただけるといいなと思っています。

【戸田委員長】

ありがとうございます。除雪はなかなか難しい問題ですよね。人材がいなくなっている中でどうするかという。他の地域のお話をして恐縮ですけども、人材不足が加速するだろうみたいなことを前提に、ボランティア組織をもう 1 回構築してみたりだとか、学生に冬の部活活動としての提案、事業所でも冬に除排雪だけやりますみたいなのところもあったりします。お金もかかることな

ので安価でこう仕組みを作っていくことが必要なのかなと思います。どこかが頑張ればできるという時代ではなくなっているのです、どうするのが少し大きな問題なのかなと思います。石狩市の場合では福祉除雪の中心は社協さんなのでしょうか。

【事務局:田中】

高齢者支援課です。

【戸田委員長】

高齢者の部局が担当なのですね。ボランティアセンターみたいな機能もあるのでその辺で社協さんと少し協議できたらどうかとか負担もなかなかできないところもあるでしょうから、知恵を絞ってみてもいいのかなと思います。ぜひ今後ご検討いただければかなりいいかなと思います。他の方がいいでしょうか。

【佐藤委員】

身体障害者の数が減っていくのはどういうことなのかなと思いました。治っていく方が多いということでしょうか。

【事務局:田中】

全国的に減っていつている傾向があります。高齢化で亡くなっていることも関係しているかと思っています。

【戸田委員長】

ありがとうございます。他の方がいいでしょうか。

【村山委員】

幅広く実施したアンケート結果をまとめ、そこから課題を整理し、次の障がい者計画につなげていくという流れで進められていると受け止めています。その中で、例えば障がい者計画の17ページでは、市町村中核子ども発達支援センターの支援体制を充実させることが位置づけられている。内容としては、子どもたちへの発達支援、家族支援、事業所へのスーパーバイズや相談機能を高めていくというものだと思うが、それが充実した結果として、実際にどのようなところに大きな変化や違いが出てくるのかを考えながら話を聞いていました。

その視点で、あらためてアンケート結果に戻って考えてみると、アンケート調査結果報告書の13ページ、14ページあたりには、「困ったことがあるか」「嫌な思いをしたことがあるか」「偏見を感じたことがあるか」といった項目や、「どこに相談するか」といった結果が示されています。これらの数字を見ると、差別を受けたり、嫌がらせを受けたり、さまざまな困りごとを抱えている人が少なくないことが分かります。一方で、そのようなことを相談しようと思っても、なかなか相談できていない状況もあるように見えます。また、相談しなかった理由として、「相談しても解決しないと思った」「我慢すればよいと思った」といった回答もあり、そこに大きな課題があると感じています。市町村中核子ども発達支援センターのような支援体制が充実していくことで、こうした相談のしづらさや、困りごとを一人で抱え込んでしまう状況にも影響してくるのではないかなと思いました。もちろん他にも効果はあると思うが、支援体制を充実させることによって何が

良くなるのか、どのような変化を目指すのかを考えると、発達障がいのある子どもやさまざまな困りごとを抱える子どもたち、その家族にとって、より相談しやすくなることや、相談した結果として「相談してよかった」と思えるような支援につながる事が大切なのではないかと感じています。

今後、市町村中核子ども発達支援センターの機能が充実していくことで、アンケート結果に表れているような相談のしづらさや、差別・偏見、嫌な思いをした際に抱え込んでしまう状況が少しずつ改善され、「いろいろなところに相談しやすくなった」「相談したことで良い結果につながった」と感じられる人が増えていくといいなと感想でした。

【戸田委員長】

ありがとうございます。おっしゃる通りですね。

障がい者福祉計画は、数年前から策定が義務化された行政の計画であり、行政と市民が一緒になって地域の障がい福祉の方向性を考える「市民計画」とも言えるものです。この計画は、その地域でサービスを提供する事業者、サービス利用者本人、その家族や関係団体などが、どのような地域づくりを目指し、どのように活動していくのかを示す重要な指針となっています。

計画にはアンケートなどで集められた課題や要望が反映されますが、すべてを解決することは難しく、実現のハードルが高いものもあります。しかし、その課題に対して地域としてどの方向を目指すのかを示すこと自体に大きな意味があります。

行政にとっては、この計画を根拠に予算を確保したり、新たな制度や仕組みを整備したりすることにつながります。また、事業者にとっては、「地域がこういう方向を目指しているのであれば、このサービスを始めよう」「受け入れ人数を増やそう」といった事業展開の判断材料になります。一方で、障がい当事者や家族にとっては、この計画によって障がいの有無に関わらず安心して暮らせる地域社会の実現への期待が生まれます。そのため、障がい者福祉計画には行政、事業者、当事者など、さまざまな立場の人たちの期待が集まっています。

計画を作る際には、現実的な課題への対応だけでなく、少し先の未来を見据えた内容を盛り込むことも重要です。実際、第4期計画でも実現できなかった項目はあったと思いますが、計画に記載されていないことは、そもそも取り組まれる可能性が低くなります。そのため、新たな可能性を生み出すためにも、障がい者福祉計画をめぐる議論は非常に大切だと考えます。

特に若い世代が計画に期待を持ち、積極的に活用し、その結果として「参加して良かった」「地域とのつながりができた」と感じられるようになることはとても重要です。

しかし現状では、障がい者福祉計画をしっかりと読んでいる人はまだ多くありません。障がい当事者や家族だけでなく、市民や事業者にも計画を理解してもらい、自分たちの住む自治体が障がい福祉についてどのような考えや方針を持っているのかを知ることが大切です。そうした理解が進むことで、地域の専門性や資源がより効果的に活用され、障がい福祉の充実につながっていくと考えています。最終的には、障がい者福祉計画を通じて地域全体が同じ方向を見ながら、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指していくことが大事なかなと感じます。

村山委員ありがとうございます。他の方がいいでしょうか。

次回は計画が固まってきた状況での意見交換という話になりますので、行政の方も少し時間が必要ですからご意見があればという風に思いますがどうですか。

【戸田委員長】

いらっしゃらないようなので、私の意見も少しだけお話しします。

「親なき後」をテーマに考えた際、せっかく障がい者福祉計画があるので、アンケートで集まった保護者の不安や課題に対して、この計画の中で何を行い、どのように解決を目指していくのか、もう少しわかりやすく示されるとよいのではないかと個人的には感じています。

私自身の事業に関係するところでは、現在「地域生活支援拠点等整備」という、親なき後を見据えた仕組みづくりが進められています。国から各市町村に対して、地域ごとに仕組みを考えて整備していくよう求められており、その準備を行政が一生懸命進めています。しかし、この仕組みは行政だけで実現できるものではなく、市民や事業者を巻き込みながら地域全体で取り組まなければならないものです。

また、その地域生活支援拠点等整備に関わる内容は、今回の障がい者福祉計画の中にも数多く盛り込まれています。そのため、計画の中で、こうした取り組みがどの部分に該当し、どのように進められていくのかを、もう少し具体的に記載してもよいのではないかと考えています。

例えば、相談支援体制の強化や児童発達支援センターの機能強化などが挙げられます。事業者として支援に携わっている立場から見る状況と、実際にサービスを利用している方々が感じている課題との間には、まだ大きな隔たりも見られます。利用者側は継続してさまざまな不安や課題を感じている実態があるため、それを解消するために事業者の協力を得ながら新たな支援体制をどのように構築していくのかを考える必要があります。

さらに、親と在宅で生活している障がいのある方については、親に何かあった場合に一時的に本人を預ける仕組みとして「緊急一時支援」が制度上存在しています。しかし実際には、多くの事業所が定員いっぱいでの利用が難しい状況があります。利用理由を問わず使えるようになったことも、その背景の一つと考えられます。

一方で、地域生活支援拠点等整備には別に「緊急対応機能」があります。これは、関係者が支援を行う中で、「近いうちに何か問題が起こる可能性がある」と考えられる方をあらかじめ登録し、緊急事態が発生する前から対応策を検討しておこうという仕組みです。考え方としては災害対策にも似ており、事前の備えを重視するものです。

国としても、通常の緊急一時支援と、地域生活支援拠点等整備における緊急対応機能を区別して運用していくことを求めています。そのため、こうした仕組みをどのような協力体制で進めていくのかという点も、現在大きな課題となっています。

だからこそ、「親なき後」の施策を説明する部分で、地域生活支援拠点等整備の内容について、「計画のこの部分に関係している」「こういう取り組みとして進めていく」ということが具体的に分かるような記載があると、計画を読む市民や保護者にとって非常に理解しやすくなると思います。

ます。新しい施策を追加するというよりも、現在すでに計画に盛り込まれている内容を活用しながら、記載方法や説明の仕方を工夫することで、計画の内容はより分かりやすく伝わるのではないかと思います。ぜひ、そのような視点も含めて検討していただければと思います。

【戸田委員長】

他の方がいいのでしょうか。大丈夫でしょうか。

【戸田委員長】

続きまして、協議事項 2 石狩市第 8 期障がい福祉計画と石狩市第 4 期障がい児福祉計画の策定（案）について、説明をお願いします。

＜協議事項＞2 石狩市第 8 期障がい福祉計画及び石狩市第 4 期障がい児福祉計画の策定（案）について

【事務局：宮越】

それでは、資料 4 の石狩市第 8 期障がい福祉計画及び石狩市第 4 期障がい児福祉計画の策定（案）をご覧ください。

これからご説明させていただきます福祉計画については、今後、国や道から基準値や積算の示しがある予定があります。今回の資料は、現時点での実績や見込により算出しておりますが、今後一部変更となる可能性もあることをご承知おきください。変更があった場合には第 3 回目の計画ワーキンググループでご報告いたします。

また、第 8 期障がい福祉計画及び第 4 期障がい児福祉計画の見込みについては、国から示された幾何平均という計算法を用いることを基本としています。

では、はじめに第 8 期障がい福祉計画について説明いたします。

まず、1 ページをご覧ください。今期第 7 期計画の達成状況を報告します。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行の項目となります。

①の施設入所からグループホーム等へ地域移行した人の数ですが、令和 8 年度末時点で 1 人が見込まれるのみで、目標達成には至っていません。入所者の 8 割以上が障害程度区分 5 以上となっており、地域移行が難しい状況が推測されます。

②の施設入所者の減少見込数です。基準値である令和 4 年度末施設入所者数 67 人であったところから、令和 8 年度末までに 1 人の減少が見込まれるのみで、目標達成には至っていません。

次に、2 ページをご覧ください。

（2）福祉施設から一般就労への移行の項目となります。

福祉施設というのは、就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型事業所となります。

①の福祉施設から一般就労へ移行した人の数ですが、令和 8 年度末の見込みは 4 人となっており、目標達成には至っていません。

②の就労移行支援事業からの一般就労移行者数ですが、令和 8 年度末の見込みは 1 人となっており、目標達成には至っていません。3 ページをご覧ください。

③の就労継続支援 A 型事業所からの一般就労移行者数ですが、令和 8 年度末の見込みは 2 人とな

っており、目標を達成する見込みです。④の就労継続支援 B 型事業所からの一般就労移行者数ですが、令和 8 年度末の見込みは 1 人となっており、目標人数に達する見込みです。

4 ページをご覧ください。⑤の就労定着支援事業利用者数ですが、令和 8 年度末の見込みは 13 人となっており、目標を達成する見込みです。

(3) の①地域生活支援拠点等の整備数は、令和 8 年度末に 1 か所の設置を目指しております。②の地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の場の回数は、令和 8 年度も含めて目標の達成を目指しています。5 ページをご覧ください。

(4) 各種研修への参加の支援については、石狩市障がい福祉人材養成支援補助金が該当で、年々件数は増加しており、令和 8 年度には目標の達成を目指しております。

(5) 基幹相談支援センターの整備数は、令和 8 年度末に 1 か所の設置を目指しております。

(6) 指定障害福祉サービスについてです。

①居住系サービス量の実績は、共同生活援助はやや増加、施設入所支援は横ばいとなっています。6 ページをご覧ください。②-1 訪問系サービスの人数の実績は、全体的に横ばいで推移しています。②-2 訪問系サービスの時間数の実績は、重度訪問介護、同行援護が見込みを上回りました。7 ページをご覧ください。

③-1 日中活動系サービス量の人数の実績は、全体的に横ばいまたは増加傾向で推移しつつも、就労選択支援、就労移行支援は見込みを下回りました。

③-2 日中活動系サービス量の時間数の実績は、全体的に横ばいで少しずつ増加傾向です。

8 ページをご覧ください。④-1 相談支援の実人数の実績は、計画相談支援が増加傾向です。

④-2 相談支援の延人数の実績も、計画相談支援が増加傾向です。

9～10 ページをご覧ください。

(7) 地域生活支援事業の実施状況は、表の(3)-②自立生活支援用具の件数及び④情報・意思疎通支援用具の件数が減少傾向ですが、全体的におおむね横ばいで見込み通りに推移しています。続いて 11 ページをご覧ください。次期第 8 期計画の成果目標の設定になります。

基準とする年度や目標値については、国から示されている基本指針によって設定されていますので、それに沿っています。(1) の①施設入所者の地域生活への移行数は、令和 7 年度末の入所者数 67 人を基準とし、6%の地域生活移行を目標とするよう国から示されているので、現時点では、それに合わせて 5 人としています。なお、北海道の目標値がまだ示されていないので、示された際には北海道の目標値に設定していきます。

②施設入所者の減少見込数は、令和 7 年度末の入所者数 67 人を基準とし、5%の人数減少を目標とするよう国から示されているので、現時点では、それに合わせて 4 人としています。なお、北海道の目標値がまだ示されていないので、示された際には北海道の目標値に設定していきます。12 ページをご覧ください。(2) 福祉施設（福祉的就労事業所）から一般就労へ移行です。

①の人数は、令和 6 年度の一般就労移行者数 4 人を基準とし、1.31 倍以上の一般就労移行を目標とするよう国から示されているので、現時点では、それに合わせて 6 人としています。なお、

北海道の目標値がまだ示されていないので、示された際には北海道の目標値に設定していきます。②就労移行支援事業所からの一般就労移行者数は、令和6年度の一般就労移行者数3人を基準とし、1.14倍以上の一般就労移行を目標とするよう国から示されているので、現時点では、それに合わせて4人としています。なお、北海道の目標値がまだ示されていないので、示された際には北海道の目標値に設定していきます。

③就労継続支援A型事業所からの一般就労移行者数は、令和6年度の一般就労移行者数0人を基準とし、おおむね1.52倍以上の一般就労移行を目標とするよう国から示されていますが、基準値が0であるため、目標値は1人としています。なお、北海道の目標値がまだ示されていないので、示された際には北海道の目標値に設定していきます。13ページをご覧ください。

④就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者数は、令和6年度の一般就労移行者数1人を基準とし、おおむね1.67倍以上の一般就労移行を目標とするよう国から示されているので、現時点では、それに合わせて2人としています。なお、北海道の目標値がまだ示されていないので、示された際には北海道の目標値に設定していきます。

⑤就労定着支援事業所の利用者数は、令和6年度末の利用者数9人を基準とし、1.47倍以上の利用を目標とするよう国から示されているので、現時点では、それに合わせて14人としています。なお、北海道の目標値がまだ示されていないので、示された際には北海道の目標値に設定していきます。14ページをご覧ください。第8期障がい福祉計画の重点施策です。

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、緊急時の対応や施設からの地域移行、地域生活継続の支援、就労支援などのサービスの提供体制を整え、障がいのある人を地域全体で支える仕組みとして地域生活支援拠点等の整備を進めます。また、地域における障がい者の支援体制の整備を図るため、強度行動障がいを有する方の支援の方策、高次脳機能障がいを有する方の支援方策、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステム構築、基幹相談支援センターの設置等による相談支援体制の充実・強化、希望する人が計画相談支援につながれるようにするための体制づくりについて検討していきます。さらに、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、事業を実施していくために、提供体制と人材の確保に努めます。

数値目標を設定する施策は以下3点です。

(1) 地域生活支援拠点等の整備数は、障がいのある人の高齢化や重度化、8050問題への対応を見据え、地域全体で支える中核としての役割を担う体制を整備します。

①について、令和8年度末までに1か所設置を目指しておりますが、令和11年度まで維持・運営することを目標とし、目標値1か所としました。

②の地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討は、国から示された方針を踏まえ、年1回以上開催することを目標としています。

(2) 各種研修への参加の支援は、人材と提供体制確保のため、障害福祉サービス関係事業所職員の方が、北海道が実施する研修に参加することについて、福祉人材養成助成事業を活用し支援する回数について、令和7年度を参考値とし、表の通り目標設定しています。

15ページをご覧ください。(3) 基幹相談支援センターの整備数は、相談支援体制の充実・強化を図るため、令和11年度末までに1か所の設置体制を維持します。続いて、サービス必要量の見込みについてです。各サービスについて、幾何平均という方法で令和4年度から7年度の4年間の実績変化率を用いて計算し、令和9年度以降の必要量を算出しています。

(1)指定障害福祉サービスについて、各サービス概要の説明がありますので、ご参照ください。その下、①居住系サービス量の人数の見込みは、共同生活援助は増加傾向で、施設入所支援は、令和7年度実績のまま推移しています。

16ページをご覧ください。各サービスの概要は記載の通りです。

②-1 訪問系サービス量の人数の見込みは、同行援護が増加傾向です。

②-2 訪問系サービス量の時間数の見込みは、重度訪問介護と同行援護のみ増加傾向、その他は減少傾向です。17ページをご覧ください。

各サービスの概要は記載の通りです。18ページをご覧ください。

③-1 日中活動系サービス量の人数の見込みは、全体的に横ばいまたは増加傾向です。

就労選択支援は、令和7年10月新設のサービスであり、令和7年度の実績5件は半年間の数値であるため、2倍の10件を参考値として記載しています。また、就労選択支援の令和9年度以降の見込みには、就労継続支援A型の新規と就労移行支援の3年目を申請する際に、今後、就労選択支援が必須となることも伸び率に加味しました。

③-2 日中活動系サービス量の時間数の見込みは、自立訓練系2つが増加傾向、就労支援系は移行支援以外が増加傾向、療養介護、短期入所も増加傾向です。19ページをご覧ください。

各サービスの概要は記載の通りです。④-1 相談支援の実人数の見込みは、計画相談支援が増加傾向です。④-2 相談支援の延人数の見込みも、計画相談支援が増加傾向です。

20ページをご覧ください。各サービスの概要は記載の通りです。

21～22ページをご覧ください。地域生活支援事業の見込みは、全体的に横ばいですが、やや増加傾向です。最後に、見込量確保の方策は、障害福祉サービスや相談支援に係るニーズや見込量の把握に努めます。特に共同生活援助や短期入所、計画相談支援などの需要増が見込まれますので、障害福祉サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で情報提供を行い、利用者のニーズに合うサービスが提供できるように努めます。

また、北海道からの調査・報告の機会を通じて市のサービス提供状況やニーズを伝えていきます。地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がいのある人の実情に合わせた事業実施に努めます。

以上で、石狩市第7期障がい福祉計画の達成状況と次期計画の成果目標についての説明を終わります。

【戸田委員長】

続きまして、「児」の方についても、説明をお願いします。

【事務局：小濱】

23 ページをご覧ください。こちらは、第 3 期障がい児福祉計画の達成状況です。

(1) 市町村中核子ども発達支援センターについては、令和 8 年 8 月時点で 1 カ所設置しています。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援、および放課後等デイサービスについては、それぞれ 1 カ所を確保しています。

続いて、24 ページをご覧ください。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置についてです。

これは、医療的ケア児への支援に関わる関係機関が連携を図るための場です。令和 5 年 5 月末に「石狩市医療的ケア児支援会議」を設置したことから、達成状況は 1 カ所となっています。

次に、(4) 指定障がい児支援事業の利用実績についてご説明いたします。

①児童発達支援の利用実績についてです。

令和 5 年度の計画策定時に、令和 6 年度から令和 8 年度までの見込量を設定しました。今回集計した実績では、利用者数は見込みを下回った一方、利用量は見込みとおおむね同程度となっています。続いて、25 ページをご覧ください。

③放課後等デイサービスについては、見込みとおおむね同程度の伸びで推移しています。

続いて④保育所等訪問支援についてです。

前回の計画を策定した令和 5 年度時点では利用者はいませんでした。令和 6 年度に事業所が増えたことや制度の周知の広がりにより、利用者が大幅に増加しました。今年度の実績については、過年度と比較して減少する見込みです。

次に、26 ページをご覧ください。

⑥障害児相談支援については、各年度とも、実績が見込量を大きく上回っています。

同じページの(5) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置についてです。

前回の計画策定時には配置が決まっていなかったですが、令和 6 年度からコーディネーターを 1 名配置しています。続きまして 27 ページをご覧ください。

ここからは、第 4 期障がい児福祉計画の重点施策についてご説明します。

重点施策の 1 点目は、市町村中核子ども発達支援センターを中心とした、地域の支援体制の強化です。市町村中核子ども発達支援センターにおいて、児童発達支援センターと同等の機能を確保します。具体的には、専門性に基づく発達支援・家族支援、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション、地域におけるインクルージョンの推進、発達支援の入り口となる相談支援の 4 つの中核機能を確保し、地域の連携体制と発達支援体制の強化を図ります。

2 点目は、障がい児の地域社会への参加・包容、いわゆるインクルージョンの推進です。

保育所等訪問支援などを活用し、認定こども園などの育ちの場と連携・協力しながら、必要な支援を行う体制づくりを推進します。

3 点目は、医療的ケア児に対する支援体制の充実です。医療的ケア児に関するコーディネーターを配置し、多分野にわたる支援の利用を調整することで、総合的かつ包括的な支援につなげます。また、関係機関による協議の場への参画や、地域における課題の整理などを行います。

4 点目は、障害児相談支援体制の充実です。

障害児支援利用計画の作成を希望する方が、円滑に障害児相談支援につながるができるよう、相談支援事業所や関係機関との連携を図ります。その上で、障がい児とその家族に寄り添う伴走的な相談支援体制の構築と、連携体制の確保について検討を進めます。

28 ページをご覧ください。ここからは、第 4 期障がい児福祉計画における成果目標の設定についてご説明します。成果目標の項目については、国の基本指針に沿って設定しています。

(1) 市町村中核子ども発達支援センターの設置については、1 カ所の設置体制を維持することを目標とします。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、および放課後等デイサービス事業所の確保についても、それぞれ 1 カ所を確保する体制を維持します。

続いて、29 ページをご覧ください。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場について、1 カ所の設置体制を維持します。

(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置についてです。日常生活を営む上で医療を必要とする障がいのある子どもが、地域で安心して暮らすことができるよう、人材の配置を継続します。

次に、30 ページをご覧ください。ここからは、各サービスの必要量の見通しについてご説明します。①児童発達支援、③放課後等デイサービスについては、利用の増加を見込んでいます。

続いて、31 ページをご覧ください。

④保育所等訪問支援については、利用量が増加した令和 6 年度および令和 7 年度と、おおむね同程度の利用を見込んでいます。

次に、32 ページをご覧ください。

⑥障害児相談支援については、実人員、延べ人員ともに、大幅な増加を見込んでいます。

最後に、見込量を確保するための方策についてご説明します。

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては需要増が見込まれるため、サービス提供事業所の確保やサービスの充実に努めます。

保育所等訪問支援は、利用ニーズを的確に把握し、利用者の求めに応じたサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。また、事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、情報提供を行い、利用者の求めに応じたサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。北海道からの調査・報告の機会を通じて市のサービスの提供状況やニーズを伝えていきます。以上で、第 3 期障がい児福祉計画の達成状況および第 4 期障がい児福祉計画の成果目標についての説明を終わります。

【戸田委員長】

ありがとうございました。

それでは協議事項 2 について、何かご意見やご感想、ご質問等ありましたらお願いします。

【村山委員】

資料 4 の 26 ページでは障害児相談支援の件数が非常に多い一方、保育所等訪問支援は少なく見えるため、なぜこのような差があるのかな、と感じました。() の中で示されている数字が実人数で、その上が延人数ということでしょうか。

【事務局：飯岡】

まず、数値についてですが、各年度末の利用者数を記載しております。

【事務局：田中】

また、() の中の数字は計画策定時の見込み数値となっているため、計画策定時は() の人数を見込んでいたものの、実際にはその上に記載してある人数になったということです。

【事務局：飯岡】

令和 5 年度までは利用者がなく、令和 6 年度から事業所が増えたことや制度周知が進んだことで利用が増えたと考えられます。

【事務局：玉井】

保育所等訪問支援は、保育園や学校側が希望するのではなく、保護者が利用したい旨を事業所に申し出て利用する仕組みになっています。

【村山委員】

ではやはり、障害児相談支援は人数がたくさんいるけれど、保育所等訪問支援は人数が少ないということになりますか。

【事務局：玉井】

保育所等訪問支援も令和 5 年度までは利用がなくて令和 6 年度からは人数が増えているんですけど、そうですね。

【村山委員】

ありがとうございます。

【戸田委員長】

保護者がどこで困っているかによって相談先や利用サービスは変わり、保育所で困っている場合に保育所等訪問支援につながるが、その他の相談は委託相談などにつながるということかなと思いますね。

ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

【朝倉委員】

障害児相談支援の延人数が大きく増えているが、どのような内容の相談が増えているのか気になりました。

【事務局：玉井】

障害児相談支援事業所としては、相談支援は一般的な悩み相談というより、受給者証を取得して事業所を利用したい人に対し、障害児支援利用計画を作成するための相談が中心になります。事業所を利用したいがどのような事業所があるか、利用するためにどのような申請をすればよいかといった相談が主な内容です。また、サービス利用後にはモニタリングという作業もあるため、実人数が増えると、その人に対して年間の相談回数も増えることになります。

【戸田委員長】

障害児相談支援は計画を作成してサービスを利用するための仕組みであり、大人の指定特定相談支援に当たるものということですよ。ちなみに、障がい児の相談の中身という話だと、菊田委員、何かご意見ありますか。

【菊田委員】

当事業所では児童の相談はあまり多くありません。おそらく障害児相談支援事業所が市内で増えていることなどが関係して、そちらで困り事の相談などを受けられているのではないかと思います。当事業所で児童に関する相談を受けるのは、高校卒業が見えてきたタイミングで就労等のサービス利用を見据えて学校から来ることが多いです。

【戸田委員長】

ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

特になければ、これで締めたいと思います。

最後に確認ですが、これまでに出的意見として、除雪問題やタクシー券利用と周知の件、ペアレントメンターやピアサポーターの活動の充実、親なき後を地域で考えていく仕組みなどあったかと思しますので、ぜひ計画に何らかの形で盛り込んでいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方にお返ししたいと思います。

◇その他

【事務局：田中】

- ・皆様、貴重なご意見ありがとうございました。
- ・次回は11月下旬に開催予定。
- ・次回第3回策定委員会の内容は、第1回及び本日の第2回策定委員会でいただいたご意見を踏まえまして、「石狩市第5期障がい者計画」「石狩市第8期障がい福祉計画」「石狩市第4期障がい児福祉計画」の策定（案）をまとめた計画の素案についてご検討いただきます。その後の予定ですが、第3回策定委員会でご確認いただきました計画素案につきましては、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、市民の方からご意見をいただきます。その後、意見に基づき原案を修正するものや、原案には反映しないものなどを検討した上で最終案を策定し、2月開催予定の第4回策定委員会で確定させていただきたいと考えております。
- ・後日、第3回目の日程調整のご連絡をさせていただきます。
- ・議事録案の作成が終わりましたら一度確認していただき、その後、議事録確定という流れで考

えておりますので、よろしくお願いします。

◇閉会

【事務局：田中】

- ・以上をもちまして、令和８年度第２回石狩市障がい者福祉計画策定委員会を終了します。
- ・長時間にわたってのご議論、ありがとうございました。

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和８年９月３０日

石狩市障がい者福祉計画策定委員会

委員長 戸田 健一